

2022年5月12日

各 位

会社名 倉庫精練株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽田 学
コード 3578 東証スタンダード
問合せ先 総務課長 上田 紀昭
電話番号 076-249-3131

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2022年6月24日開催予定の第169期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第1項は、書面交付申請をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 2022年6月24日
定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以上

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 174 783 264"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="188 315 804 712">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="448 853 539 887">〈新設〉</p> <p data-bbox="448 1384 539 1417">〈新設〉</p>	<p data-bbox="1086 226 1177 259">〈削除〉</p> <p data-bbox="831 725 1066 759"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="831 815 1442 949">第15条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="884 1005 1442 1240">2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="847 1301 938 1335"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="831 1391 1442 1727">1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="831 1783 1442 1917">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="831 1973 1442 2107">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>